

# 国家総合職

( 政治・国際／法律／経済 )

## 総合ガイド

第2版

2024年・25年

受験用



制作：大阪公務員課

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

受講生第一主義  
**EYE** 関西



0001113 230742

KM23074



## 目 次

1. 国家公務員総合職とは	2
2. 試験概要	3
3. 試験のスケジュール	5
4. 試験科目詳細	6
5. 官庁訪問	11
6. 併願プラン	12
7. 教養区分 学習スケジュール	15
8. 択一式試験 出題数 一覧表	16
9. 参考資料	19

## 1 国家公務員総合職とは

国家公務員総合職は、俗に「キャリア」と呼ばれる各省庁の幹部職員の採用試験である。かつては「国家公務員Ⅰ種」と呼ばれていたが、2012年に人事院実施の試験については、大幅な試験制度の変更がなされ、現在の名称となった。

職務内容は、**政策の企画・立案・調査、法律の制定や改正、省内や他省庁との調整業務、国会対応**など、高度なものが並び、国家の舵取りを担う公務員となる。昇進も非常に早い。また、**勤務地**については、**東京・霞ヶ関（本省）**はもちろんのこと、**全国に点在する各省庁の地方支局や自治体にも赴任することがある**。時には海外に赴任することもあり、異動の範囲は非常に広い。

採用試験のレベルとしては、受験生の平均レベルの面でも問題難易度の面でも最も高度だが、専門科目の出題分野については、**法律区分は法律系のみ**の科目で、**経済区分は経済系のみ**の科目で受験することが可能（**政治・国際区分は、行政系科目以外の勉強が必要**）であるため、他の公務員試験に比べて科目数という意味での勉強量は少ない。

また、国家総合職は2012年以降、秋に「**教養区分**」の試験を行っている。教養区分は、試験実施主体の人事院において、「既存の試験区分以外の専攻分野の学生や外国の大学の卒業生など多様な有為の人材確保に資するよう、企画立案に係る基礎的な能力の検証を重視した試験区分」と位置づけられており、**法律や経済、技術系といった区分に関係なく、高い能力を備えた人物を採用するための試験形態として導入されている**。

注意すべきは、**最終合格＝内定でない**という大きな特徴がある。地上・一般職の多くの試験では、補欠合格などの扱いでない限り、採用漏れはないか、あっても少数というのが一般的であるが、国家総合職は最終合格してからの官庁訪問が本番ともいえ、内定を得られないケースも非常に多い。そのため、**志望官庁に積極的に働きかける必要があり、面接対策を志望官庁に絞った形で進めていくことが重要**である。

## 2 試験概要

### (1) 受験資格（2022年度実施試験の受験資格は以下のとおり）

<b>大卒程度試験<sup>※1</sup></b>	(1) 平成4年4月2日～平成13年4月1日生まれの者 (2) 平成13年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの ア 大学 <sup>※2</sup> を卒業した者及び令和5年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
<b>院卒者試験</b>	平成4年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの (1) 大学院修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び令和5年3月までに大学院修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みの者 (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
<b>大卒程度試験 教養区分</b>	(1) 平成4年4月2日～平成14年4月1日生まれの者 (2) 平成14年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの ア 大学 <sup>※2</sup> を卒業した者及び令和5年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

※1 院卒者が大卒程度試験を受験することは可能。ただし、試験は同日実施なので、両方の試験を受験することはできない。

※2 いずれも短大を除く。

### (2) 採用予定人数（2022年度試験）

<b>院卒者試験</b>	<b>行政</b>	約55名
<b>大卒程度試験</b>	<b>政治・国際</b>	約70名
	<b>法律</b>	約135名
	<b>経済</b>	約55名
	<b>教養区分</b>	各府省庁により採用予定があるか否かのみ掲載 (9月上旬に国家公務員採用情報NAVIに掲載)

### (3) 試験種目

	配点割合	試験内容
大卒程度試験	第1次試験	
	15分の3	専門試験（択一式）
	15分の2	基礎能力試験（択一式）
	第2次試験	
	15分の5	専門試験（記述式）
	15分の2	政策論文試験（記述式）
	15分の3	人物試験
院卒者試験	第1次試験	
	15分の3	専門試験（択一式）
	15分の2	基礎能力試験（択一式）
	第2次試験	
	15分の5	専門試験（記述式）
	15分の2	政策課題討議試験
	15分の3	人物試験
大卒程度試験 教養区分	第1次試験	
	28分の8	総合論文試験
	28分の3	基礎能力試験 I部 知能分野（択一式）
	28分の2	基礎能力試験 II部 知識分野（択一式）
	第2次試験	
	28分の5	企画提案試験 I部 ※1 政策概要説明紙（プレゼンテーションシート）作成
		企画提案試験 II部 プレゼンテーション及び質疑応答
	28分の4	政策課題討議試験
	28分の6	人物試験

<大卒程度試験・院卒者試験>

- ・ 一般的に専門試験は教養試験の後に行われるが、国家総合職は専門試験が先に行われる。
- ・ 英語の外部試験に基づく加算は2次試験時に行われる。

<大卒程度 教養区分試験>

- ・ 総合論文試験の採点は2次試験で行われる。
- ・ 英語の外部試験に基づく加算は2次試験時に行われる。基準は春の総合職試験と同じ。

#### ※1 企画提案試験について

企画提案試験では、第1次試験合格発表日に、国家公務員採用情報 NAVI にて参考文献や資料が提示されるので、それらを読み、理解した上で試験に臨む。作成するプレゼンテーションシートはA4 両面1枚で、形式は自由。

### 3 試験のスケジュール（2022 年の場合）

2021 年	7 月 30 日～8 月 23 日	インターネットによる申込手続き
大卒程度 教養区分 <sup>※1</sup>	10 月 3 日	第 1 次試験
	10 月 20 日	第 1 次試験合格発表
	11 月 24 日～11 月 25 日	第 2 次試験
	12 月 10 日	最終合格発表
	12 月 13 日	官庁訪問開始
2022 年	3 月 18 日～4 月 4 日	インターネットによる申込手続き <sup>※2</sup>
大卒程度 院卒者	4 月 24 日	第 1 次試験
	5 月 6 日	第 1 次試験合格発表
	《本府省合同業務説明会（1 次試験合格者向け）》 <sup>※3</sup>	
	5 月 22 日	第 2 次試験【筆記】（専門試験、政策論文試験（大卒のみ））
	5 月 24 日～6 月 10 日	第 2 次試験【人物試験】（大卒程度） ※院卒者試験の政策課題討議試験と人物試験は 6 月 2 日～10 日
	6 月 20 日	最終合格発表
	6 月 22 日	官庁訪問開始
	7 月 5 日	内々定解禁

※1 2023 年以降の試験においては、受験可能年齢が 20 歳以上 → 19 歳以上に引き下げられる。  
（大学 2 年生から受験可能となる）

※2 2023 年以降の試験においては、試験日程の前倒しが発表されている。

#### 【2023 年の総合職試験（春）】

申込受付期間：3 月 1 日（水）～3 月 20 日（月）

第 1 次試験日：4 月 9 日（日）

第 1 次合格者発表日：4 月 21 日（金）

第 2 次試験日（筆記）：5 月 7 日（日）

第 2 次試験日（政策課題討議・人物）：5 月 15 日（月）～5 月 31 日（水）

最終合格者発表：6 月 8 日（木）

#### 【2024 年の総合職試験（春）】

申込受付期間：2 月 5 日（月）～2 月 26 日（月）

第 1 次試験日：3 月 17 日（日）

第 1 次合格者発表日：4 月 1 日（月）

第 2 次試験日（筆記）：4 月 14 日（日）

第 2 次試験日（政策課題討議・人物）：4 月下旬～5 月中旬

最終合格者発表：5 月下旬

※3 各省庁の現役職員が集まり、業務説明会を行ったり質疑応答を行ったりする。

## 4 試験種目詳細

### (1) 大卒程度試験（政治・国際／法律／経済）

	試験種目	解答数 時間	科目、問題数 (○内の数字は出題数)
1 次 試 験	専門試験 (択一式)	40題 210分	<p><b>〔政治・国際区分〕</b></p> <p>【55題出題 40題解答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必須問題：政治学⑩、国際関係⑩、憲法⑤の計25題</li> <li>・選択問題：行政学⑤、国際事情③、国際法⑤、行政法⑤、民法③（担保物権、親族及び相続を除く）、経済学③、財政学③、経済政策③の30題から任意の計15題解答</li> </ul> <p><b>〔法律区分〕</b></p> <p>【49題出題 40題解答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必須問題：憲法⑦、行政法⑫、民法⑫の計31題</li> <li>・選択問題：商法③、刑法③、労働法③、国際法③、経済学・財政学⑥の18題から任意の計9題解答</li> </ul> <p><b>〔経済区分〕</b></p> <p>【46題出題 40題解答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必須問題：経済理論⑩、財政学・経済政策⑤、経済事情⑤、統計学・計量経済学⑥の計31題</li> <li>・選択問題：経済史・経済事情③、国際経済学③、経営学③、憲法③、民法③（担保物権、親族及び相続を除く）の15題から任意の計9題解答</li> </ul>
	基礎能力試験 (択一式)	40題 180分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知能分野 27題 文章理解（現代文④、英文⑦）、数的処理⑩</li> <li>・知識分野 13題 社会科学③、時事問題③、人文科学④、自然科学③</li> </ul>
2 次 試 験	専門試験 (記述式)	3題 240分	<p><b>〔政治・国際区分〕</b></p> <p>次の8題から3題選択 政治学、行政学、憲法、国際関係②、国際法、公共政策② ※国際関係又は公共政策を含む選択をする場合は、2科目又は3科目</p> <p><b>〔法律区分〕</b></p> <p>次の5科目から3題選択 憲法、行政法、民法、国際法、公共政策②★</p> <p><b>〔経済区分〕</b></p> <p>必須問題（1題）：経済理論 選択問題（2題）：財政学、経済政策、公共政策②★ ★公共政策からは1題のみ選択可能</p>
	政策論文試験	1題 120分	政策の企画立案に必要な能力その他総合的な判断力及び思考力についての筆記試験（資料の中に英文によるものを含む。）
	人物試験		人柄、对人的能力などについての個別面接
	英語試験		英語の能力の程度に応じて加算（※P8を参照）



(2) 院卒者試験（行政）

	試験種目	解答数 時間	科目、問題数 (○内の数字は出題数)
1 次 試 験	専門試験 (択一式)	40 題 210 分	<p>次の選択Ⅰ、Ⅱ、Ⅲからいずれかを選択し解答</p> <p><b>〔選択Ⅰ 政治・国際系〕</b></p> <p><b>【 55 題出題 40 題解答 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必須問題：政治学⑩、国際関係⑩、憲法⑤の計 25 題</li> <li>・選択問題：行政学⑤、国際事情③、国際法⑤、行政法⑤、民法 ③（担保物権、親族及び相続を除く）、経済学③、財政学③、経済政策③の 30 題から任意の計 15 題解答</li> </ul> <p><b>〔選択Ⅱ 法律系〕</b></p> <p><b>【49 題出題 40 題解答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必須問題：憲法⑦、行政法⑫、民法⑫の計 31 題</li> <li>・選択問題：商法③、刑法③、労働法③、国際法③、経済学・財政学⑥の 18 題から任意の計 9 題解答</li> </ul> <p><b>〔選択Ⅲ 経済系〕</b></p> <p><b>【46 題出題 40 題解答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必須問題：経済理論⑩、財政学・経済政策⑤、経済事情⑥、統計学・計量経済学⑤の計 31 題</li> <li>・選択問題：経済史・経済事情③、国際経済学③、経営学③、憲法③、民法（担保物権、親族及び相続を除く）③の 15 題から任意の計 9 題解答</li> </ul>
	基礎能力試験 (択一式)	30 題 140 分	<p>知能分野 24 題</p> <p>文章理解（現代文③、英文⑤）、数的処理⑩</p> <p>知識分野 6 題</p> <p>社会科学①、時事問題③、人文科学①、自然科学①</p>
	専門試験 (記述式)	3 題 240 分	<p>次の 14 科目から 3 題選択</p> <p>政治学、行政学、国際関係②、公共政策②、憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、国際法、経済理論、財政学、経済政策</p> <p><u>※国際関係又は公共政策を含む選択をする場合にあつては、2 科目又は 3 科目</u></p>
2 次 試 験	政策課題 討議試験	90 分	<p>課題に対するグループ討議による、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力などについての試験。6 人 1 組のグループを基本として実施。</p> <p>※レジュメ作成 (25 分) → 個別発表 (1 人 3 分) → グループ討議 (30 分) → 討議を踏まえて考えたことを個別発表 (1 人 2 分)</p>
	人物試験		人柄、対人的能力などについての個別面接
英語試験			英語の能力の程度に応じて加算（※P8を参照）

### (3) 大卒程度試験（教養区分）

	試験種目	解答数 時間	科目、問題数 (○内の数字は出題数)
1 次 試 験	総合論文試験	2題 240分	幅広い教養や専門知識を土台とした総合的な判断力、思考力についての筆記試験 I部：政策の企画立案の基礎となる教養・哲学的な考え方に関するもの II部：具体的な政策課題に関するもの
	基礎能力試験 (択一式)	I部 120分 II部 90分	公務員として必要な能力（知能及び知識）についての筆記試験 I部：知能分野 24問 文章理解⑧、数的処理⑯ II部：知識分野 30問 自然科学⑩、人文科学⑩、社会科学⑩（時事を含む）
2 次 試 験	企画提案試験	I部 90分 II部 60分	企画力、建設的な思考力及び説明力などについての試験 I部：プレゼンテーションシート作成 ※課題と資料を与え、解決策を提案させる。 II部：プレゼンテーション及び質疑応答 ※政策概要説明紙（プレゼンテーションシート）の内容について試験官に説明、その後質疑応答を受ける。
	政策課題 討議試験	90分	課題に対するグループ討議によるプレゼンテーション能力やコミュニケーション力などについての試験。6人1組のグループを基本として実施。 レジュメ作成（20分）→ 個別発表（1人当たり2分）→ グループ討議（30分）
	人物試験		人柄、対人的能力などについての個別面接
英語試験			英語の能力の程度に応じて加算（※P8を参照）

#### ※英語試験について（2022年度試験）

総合職試験（院卒者試験・大卒程度試験）のすべての試験区分において、試験実施年度の4月1日から遡って5年前の日以後（2022年度試験については、平成29年4月1日以後）に受験したTOEFL iBT、TOEIC（公開テストに限る）、IELTS、実用英語技能検定（英検）の4種類の英語試験のスコア等を有する受験者には、最終合格者決定の際に、スコア等に応じて、総得点に15点または25点が加算される。

加算を求める場合には、第2次試験（人物試験）の際にスコア等の原本と写し及び身分証明書等の書類を提出する必要がある。なお、提出されたスコア等は、英語試験を実施する実施する団体に確認する場合がある（国家公務員法上、虚偽又は不正の報告等を行った者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられることがある）。

<15点加算> TOEFL iBT：65以上80未満、TOEIC：600以上730未満、IELTS：5.5以上6.5未満

<25点加算> TOEFL iBT：80以上、TOEIC：730以上、IELTS：6.5以上、英検1級または準1級

## ▶ Tips 2024年度試験からの変更点について

2023年3月時点で、次の通りの変更が発表されている。

### ● 基礎能力試験における変更点

#### ○ 総合職試験(春)

現行	2024(令和6)年以降
<b>院卒者試験 30題2時間20分</b> 知能分野 24題 文章理解 <u>8</u> 判断・数的推理(資料解釈を含む) <u>16</u> 知識分野 6題 <u>自然・人文・社会(時事を含む) 6</u>	<b>院卒者試験・大卒程度試験共通 30題2時間20分</b> 知能分野 <u>24</u> 題 文章理解 <u>10</u> 判断・数的推理(資料解釈を含む) <u>14</u> 知識分野 <u>6</u> 題 <u>自然・人文・社会に関する時事、情報 6</u>
<b>大卒程度試験 40題3時間</b> 知能分野 <u>27</u> 題 文章理解 <u>11</u> 判断・数的推理(資料解釈を含む) <u>16</u> 知識分野 <u>13</u> 題 <u>自然・人文・社会(時事を含む) 13</u>	

#### ○ 総合職試験(大卒程度試験) 教養区分

現行	2024(令和6)年以降
<b>I部 知能分野24題2時間</b> 文章理解 <u>8</u> 判断・数的推理(資料解釈を含む) <u>16</u>	<b>I部 知能分野24題2時間</b> 文章理解 <u>10</u> 判断・数的推理(資料解釈を含む) <u>14</u>
<b>II部 知識分野30題1時間30分</b> <u>自然10・人文10・社会10(時事を含む)</u>	<b>II部 知識分野30題1時間30分</b> <u>自然・人文・社会(時事を含む)、情報 30</u>

**出典** : [https://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/mondairei/00\\_00\\_1.pdf](https://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/mondairei/00_00_1.pdf)

### ● 総合職試験「政治・国際・人文区分」等の創設について

院卒者試験における「行政区分」の選択Ⅰ「政治・国際系」と、大卒程度試験における「政治・国際区分」を改編し、選択Ⅰ「政治・国際・人文系」と「政治・国際・人文区分」が創設される。現時点で判明している情報は次の通り。

#### 1. 総合職試験(大卒程度試験)「政治・国際・人文区分」

総合職試験(大卒程度試験)「政治・国際・人文区分」の専門試験は、従来の「政治・国際区分」と同じ科目を出題するコースAと、人文系の科目も出題するコースBとに分かれる。新たに設けるコースBの専門試験は以下の通り。

(1) 専門試験（多肢選択式）

[コースA・B 共通必須問題] 5題

政治学①～②、国際関係①～②、憲法①～②

[必須問題] 20題

思想・哲学④、歴史学④、文学・芸術③、人文地理学・文化人類学②、  
心理学・教育学・社会学に関する基礎⑦

[選択問題] 30題中15題解答

思想・哲学⑥、歴史学⑥、文学・芸術⑥、人文地理学・文化人類学②、  
心理学③、教育学③、社会学④

(2) 専門試験（記述式）

次の6題から2題を選択解答

思想・哲学②、歴史学②、文学・芸術②

2. 総合職試験（院卒者試験）「行政区分」人文系コース

上記（1）・（2）と同様の科目を選択することが可能です。

**出典**：[https://www.jinji.go.jp/saiyo/syokai/seizjikokusaijinbun\\_gaiyou.html](https://www.jinji.go.jp/saiyo/syokai/seizjikokusaijinbun_gaiyou.html)

## 5 官庁訪問（大卒程度・院卒者試験）

官庁訪問は、総合職試験に最終合格した者が採用を希望する官庁を訪問して自分を売り込む場であり、各官庁による事実上の面接試験である。国家総合職の場合、**最終合格者のうち3分の1強しか採用されず**、受験生にとっては最後の難関となる。国家総合職の官庁訪問は、人材争奪合戦を抑制する目的で、訪問スケジュールや、職員との接触について厳格なルールが設けられている。**地方受験者、民間企業志望者への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な扱いは受けない**。官庁訪問期間中についても、訪問ペースにつきルールが設けられている。

### 【 2022年の実施スケジュール 】

6月											7月				
20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	1日	2日	3日	4日	5日
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
最終合格発表		訪問開始日			訪問不可	訪問不可						訪問不可	訪問不可		内々定解禁
		第1クール					第2クール			第3クール				第4クール	第5クール

#### ルールは以下のとおり

- ①第1クール・第2クールは、一度訪問した官庁に翌日、翌々日には訪問できない。
- ②第1クールの初日に訪問した府省は、第2クールの初日以降、第1クールの2日目に訪問した府省は第2クールの2日目で以降、第1クールの3日目に訪問した府省は第2クールの3日目に訪問できる。
- ③第3クールは、一度訪問した官庁に翌日は訪問できない。

なお、ある官庁に訪問すると、通常は終日拘束されるため（朝8時半から夜10時までというのも珍しくない）、1日に訪問できるのは事実上1官庁のみとなり、**3日で回れるのは3つまでとなる**。また、官庁側は第1クール初日に訪問した受験生は、当該官庁を第1志望としていると解釈する。そのため、初日訪問先は明確にする必要がある。

勝負の分かれ目になるのは第3クール初日である。訪問できる官庁が減るうえに、このあたりで一気に採用候補者の絞込みが行われる。なお、内々定解禁日まで、内々定に類似する言動は禁止されているが、言外のニュアンスで自分の評価が分かるケースがあることから、それらを参考にして、第3クール初日に訪問する官庁を慎重に決定することが大事である。

## 6 併願プラン

国家総合職の基礎能力試験は、他の試験種の教養試験とほぼ同内容である。そのため、ご当地問題や、関西圏をはじめ、西日本の自治体で見られる人権問題は別として、**原則として別途教養試験対策を進める必要はない**。もっとも、院卒者試験を受験している場合、時事問題以外の知識分野が著しく少ないことから教養知識分野を捨てている受験生もいるかもしれない。その場合は、通常の教養試験対策が必要となる。

一方、**専門試験については、他の職種と出題されている科目がずれている場合がある**。ここで、「政治・国際」、「法律」、「経済」に分けて、併願プランと基本的な学習法を紹介する。

### (1) 政治・国際区分

大半の学習が出来ているため、併願が容易と考えられる。

<b>国家一般職</b>	16科目中8科目の解答を要する。 政治学、行政学、憲法、行政法、民法（総則及び物権）、民法（債権、親族及び相続）、ミクロ経済学、マクロ経済学、財政学・経済事情、経営学、国際関係、社会学、心理学、教育学、英語（基礎）、英語（一般） 必ずカバーする科目は3科目だけだが、 <b>行政学、行政法、民法（総則及び物権）、ミクロ経済学、マクロ経済学、財政学</b> を選択する学習をしていれば、 <b>そのまま対応可能</b> である。総合職を受験するレベルの受験生ならば、 <b>英語（基礎）が選択に入る人も多い</b> だろう。25点の加算（TOEIC730以上）が取れる受験生であれば挑めるレベルである。
<b>地方上級</b>	出題される科目数は多いが、難易度は国家総合職より低い。国際事情や国際法以外の科目は重複するので、無駄になるものはかなり少ない。 <b>具体的な科目は自治体によって異なるので確認が必要</b> である。
<b>大阪府・大阪市</b>	大阪府は2次試験で教養記述（見識）と専門択一を選択できる。択一の科目は、憲法、民法、刑法、行政法、政治学・行政学、社会事情なので、大半が重なる。 <b>大阪府は論文試験の対策ができれば併願可能</b> である。
<b>京都市</b>	労働法や社会政策、経営学などの出題があるが、40題中30題の選択なので、併願が容易と考えられる。 <b>大半の科目は、総合職と重複</b> している。
<b>財務専門官</b>	必須科目の、 <b>憲法、行政法、経済学、財政学</b> までは重複しているが、 <b>経済事情だけは別途学習が必要</b> である。 選択科目については、8科目から2科目選択だが、「民法・商法」を選択すれば、 <b>新規の学習は民法の非学習部分と商法だけで済む</b> 。商法は例年出題数が少ないので、優先度を下げるのも選択肢の一つである。 <b>記述式試験は、憲法が総合職と重複</b> している科目となる。 なお、同日に行われる国税専門官の場合、必須科目の「民法・商法、会计学」の学習を進められるかどうかがかぎになる。記述式試験は、財政学が社会学に変わる以外は、財務専門官と同じである。
<b>東京都 I 類</b>	<b>社会学、財政学、政治学</b> など、 <b>いわゆる学系科目がおすすめ</b> である。記述用の対策が必要となるが、国家総合職の2次試験対策の練習になるものもある。

## (2) 法律区分

国家総合職試験が経済系科目を選択せずに受験できるため、経済系の学習をどこまで進めるかで選択の幅が変わる。

<p><b>裁判所職員一般職</b></p>	<p>最も併願が容易な試験種である。<b>専門択一で刑法を選択していれば、別途の学習は不要</b>。また、<b>経済学・財政学を選択しているのであれば、経済理論で受験することもできる</b>。ただし、裁判所職員の問題は基本的な問題が多い一方ボーダーラインが高く、1次ボーダーが教養・専門をあわせて7割近くに達することもある点には注意が必要である。</p> <p>専門試験として憲法記述があるが、一行問題独特の対策を少ししておけば、慣れるのには苦労しない。なお、裁判所職員総合職を受験する場合は、採用枠の少なさが大きな壁となる。</p>
<p><b>国家一般職</b></p>	<p>対応できる科目は、<b>憲法、民法（総則及び物権）、民法（債権、親族及び相続）、行政法の4科目のみ</b>。ただし、総合職の選択科目で<b>経済学・財政学を選択していれば、経済原論2科目と財政学が選択肢に入るため、負担が大幅に下がる</b>。</p> <p>残る1科目の選択は、他職種の併願を考慮すると、<b>行政学や経営学がおすすめ</b>である。英語にある程度自信があるならば英語（基礎）を選択してもよいだろう。</p>
<p><b>大阪府・大阪市</b></p>	<p>政治・国際区分と同じであり、併願はしやすい。</p>
<p><b>京都府</b></p>	<p>京都府の法律区分を選択すれば、試験科目はほぼ重複する。刑法、労働法、経済学・財政学の選択をしていけば、<b>完全に重複する</b>。</p>
<p><b>神戸市</b></p>	<p>神戸市は22分野（憲法、行政法、民法①、民法②、政治学・行政学・労働法、経済原論①、経済原論②、経済原論③、財政学・経済事情、経済政策・経済事情、経営学、会計学①、会計学②、マーケティング論①、マーケティング論②、英語①、英語②、国際関係論、国際経済学、国際経営論、教育学、数学・物理）から5分野を選択して解答する。憲法、行政法、民法、労働法や経済原論・財政学が選択肢となるだろう。</p>
<p><b>地方上級</b></p>	<p>一般的な地方上級試験を受験する場合、経済系、行政系科目の学習が不可欠となる。特に配点割合の高い、<b>経済学の学習は必須</b>である。少なくとも、行政学、政治学、財政学までは手を伸ばしておきたい。</p>
<p><b>東京都 I 類</b></p>	<p>専門記述試験が課される数少ない自治体であり、憲法、民法、行政法を選択していくことになるだろう。しかし、I類Bは「一行問題」と呼ばれる、定義や考え方を問う専門記述問題であり、国家総合職の問題形式と異なる。そこで、政治学、行政学、社会学などの学系科目を選択していくのも良いだろう。</p> <p>なお、I類Bは平成25年から「新方式」と呼ばれる、専門試験や論文試験が課せられない試験種が新設されたので、そちらを受験する方法もある。</p>

### (3) 経済区分

法律科目を学習しない受験生が多いため、法律系科目の負担が小さい受験先を選ぶ必要がある。

国家一般職	経済学2科目に加えて、 <b>財政学・経済事情、経営学の5科目が完全に重複する。国際関係も一部重複する。</b> 併願のしやすさを考慮すると、残り3科目は <b>憲法、政治学、行政学</b> がおすすめである。民法は範囲が広いので、それまでの学習状況によって選択するかどうかが変わってくるだろう。
財務専門官	必須科目の <b>憲法・行政法（2科目で14問）が大きな壁だが、これさえ乗り越えればあとは科目が重複する。</b> 必須科目としては経済学・財政学・経済事情があり、選択科目としては統計学、経営学が重複する。専門記述も経済学、財政学が完全に重なっているため、別途の対策は少なく済むと考えられる。なお、国税専門官の場合は、必須科目の民法、商法、会計学が大きな壁となる。民法と会計学の学習は必須である。専門記述は財務専門官と同様に苦勞しないだろう。
大阪府・大阪市	他区分と同じ。併願はしやすく、試験種目としての特別な対策は不要だろう。
京都市	科目としては経済系の出題割合が多く、選択しない科目を固定させてしまえば、受験対策を整えやすい。暗記効率を考えると、 <b>政治学、行政学、憲法、労働法を追加で学習するのが無難</b> である。
京都府	<b>経済区分で受験すれば、憲法、民法以外は全て経済系科目だけで受験できる。</b> 憲法は別途取り組む必要があるが、民法は時間に余裕が無ければ優先度を下げるのも一つの手段である。
神戸市	経済系科目だけの受験も可能となっている。5分野25問の選択は経済系だけでも可能。
地方上級	法律系、行政系科目の学習が新規に必要で、負担は意外と多い。全科目の学習を進める必要はないが、 <b>政治学、行政学、憲法までは手を伸ばしておきたい。刑法の重要度は低いが、民法はできれば手をつけたい。</b>
東京都I類	経済系科目から、経済学、財政学、経営学の3科目を選択すれば試験対策は完了するが、あと1つ～2つは保険を持っておきたい。

#### 【専門記述補足】

- ・ 国税専門官：憲法、民法、経済学、会計学、社会学から1科目選択
- ・ 財務専門官：憲法、民法、経済学、財政学、会計学から1科目選択
- ・ 裁判所職員一般職：憲法記述のみ 必須解答
- ・ 東京都I類B：憲法、行政法、民法、経済学、財政学、政治学、行政学、社会学、会計学、経営学から3題選択



## 7 教養区分 学習スケジュール

2年生の冬～3年生の春から学習を始め、秋の教養区分の試験と他の試験を併願する場合、まずは、秋の教養区分を受験することを念頭において学習計画を組む必要がある。そこで、基礎能力試験で出題される科目を、可能な限り幅広く網羅することが必要となる。まずは問題数の多い**数的処理、文章理解、社会科学**から学習を開始するとよいが、**択一試験は第一部（数的処理、文章理解）、第二部（自然科学、人文科学、社会科学）**双方に足切りラインが設定されているため、一方のみに偏ることがないようにしなければならない。また、**人文科学、自然科学の幅広い網羅も必要となるが、これらは高校時代に選択している科目から優先的に取り組む**とよいだろう。

このように、3年生の秋の教養区分の受験を念頭に、まずは教養科目の学習を進めていくことになるが、**専門科目の学習も同時並行で進めていかなければならない**。専門科目は習得にそれなりの時間がかかるので、教養区分の試験が終わってからのスタートとなると時間がタイトになる。また、試験直前の1～2週間はともかくとして、それ以上学習を止めてしまうと試験後に勉強のペースを取り戻すのに苦勞する。したがって、4年生の春の試験に向けての対策とは別に、教養知識分野で週10時間程度の学習時間と総合論文対策が必要と考えてほしい。

10月以降も2次試験の企画提案試験対策や政策課題討議試験対策、面接試験対策などを行う必要があるため、集団討論や面接試験対策も秋からは行えるようにしておきたい。

## 8 択一式試験 出題数 一覧表

### ＜教養択一式試験 出題数一覧表①＞

※表内のゴシック・斜体は必須科目を表しています。なお、試験内容は変更されることがあります。必ず試験要項でご確認下さい。

			国家総合職・大卒	国家総合職・院卒	国総・教養区分	国家一般職	国総専門官	労働基準監督官	財務専門官	裁判所一般職・大卒	国立大学法人	地上・全国型	地上・関東型	
一般知能分野	文章理解	現代文	4	3	3	6	6	6	6	5	3	3	3	
		英文	7	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	
		古文												
	数的処理	判断推理	7	16	7	8	8	8	8	16	8	10	7	
		数的推理	7		7	5	5	5	5		5	5	6	5
		資料解釈	2		2	3	3	3	3	3	1	5	1	1
		空間概念												
知能小計	出題数	27	24	24	27	27	27	27	27	27	20	25	21	
	解答数	27	24	24	27	27	27	27	27	27	20	25	21	
一般知識分野	自然科学	数学		1	2						1	1	1	
		物理	1		2					1	1	1	1	
		化学	1		2	3	3	3	3	1	1	2	2	
		生物	1		2					1	2	2	2	
		地学			1					1	1	1	1	
	人文科学	思想	1	1	3	1	1	1	1	1	1			
		文学芸術										1	1	1
		日本史	1		2	1	1	1	1	1	2	2	3	
		世界史	1		2	1	1	1	1	1	2	2	3	
		地理	1		2	1	1	1	1	1	2	2	2	
	社会科学	法律政治	2	1	4	2	2	2	2	3	3	4	4	
		経済	1		3	1	1	1	1	2	2	3	3	
		社会			2								4	2
		時事	3		3	3	3	3	3	3		2	4	4
		人権問題												
		国語												
		英語												
特有問題														
知識小計	出題数	13	6	30	13	13	13	13	13	13	20	25	29	
	解答数	13	6	30	13	13	13	13	13	13	20	25	19	
教養合計	出題数	40	30	54	40	40	40	40	40	40	40	50	50	
	解答数	40	30	54	40	40	40	40	40	40	40	50	40	

- (1) 国家公務員各種（総合職、一般職、専門職）の自然科学は、数学以外の4科目から3科目（各1問）が出題される。出題のない1科目は年度、試験種によって異なる。
- (2) 「社会事情」の表記がある試験の問題は「時事」にまとめた。
- (3) 国家総合職教養区分は、知能系・知識系でそれぞれ、I（120分）、II（90分）と分かれている。

＜教養択一式試験 出題数一覧表②＞

		地上・中部北陸型	兵庫県庁	神戸市役所	京都府庁	京都市役所	滋賀県庁	奈良県庁	東京都一類B	東京特別区一類	市役所B日程	市役所C日程	大阪府下9月試験	
一般知能分野	文章理解	現代文	3	3	3	3	3	3	2	4	5	3	3	7
		英文	5	5	5	6	5	6	4	4	4	3	3	3
		古文												
	数的処理	判断推理	9	7	9	10	9	10	4	2	5	9	5	2
		数的推理	7	5	7	5	6	5	6	6	6	3	7	5
		資料解釈	1	1	1	1	1	1	1	4	4	2	2	2
	空間概念								4	4				
知能小計	出題数	25	21	25	25	24	25	17	24	28	20	20	20	
	解答数	25	21	25	25	24	25	17	24	28	20	20	20	
一般知識分野	自然科学	数学	1	1				6	1			1		1
		物理	1	1					1	1	2	1	1	1
		化学	2	2					2	1	2	1	2	1
		生物	2	2					2	1	2	2	2	1
		地学	1	1					1	1	2	1	1	1
	人文科学	思想							1		1			2
		文学芸術	1	2						1				
		日本史	3	3				2	2	1	1	2	2	1
		世界史	2	3				2	2	1	1	2	2	1
	社会科学	地理	2	2				2	2	1	1	2	2	1
		法律政治	3	6	20	3		8	7	2	4	4	3	6
		経済	3	2		4	3		1			2	2	
		社会	4	3		6						1	3	
	時事		2			5	6		5	4				7
	その他	人権問題		1		2		1	3					2
		国語												2
英語													1	
特有問題			3			1	1							
知識小計	出題数	25	34	20	15	6	22	33	16	20	20	20	30	
	解答数	25	6/18	15	15	6	2/13	3/15	16	12	20	20	30	
教養合計	出題数	50	55	45	40	30	47	50	40	40	40	40	50	
	解答数	50	45	40	40	30	40	35	40	40	40	40	50	

- (1) 科目別問題数の内訳は、受験者からの情報に基づいている部分があるため、不正確な場合がある。また一部試験種では年によって出題の有無が変化するため、出題数と科目ごとの数字が一致しないものがある。
- (2) 教養試験の選択解答制は、通常、科目に関わりなく任意に問題を選択できる。
- (3) 特有問題とは、ご当地問題など、地域の特色が強い問題をいう。上記以外の地方上級、市役所試験でも出題されているという情報もある。
- (4) 堺市は、京都市と類似で一般知能（文章理解・数的処理）と時事問題だけの出題で総数30問である。
- (5) 同和問題は人権問題に含めた。
- (6) 東京都I類Bは従来方式のものである。

## ＜専門択一式試験 出題数一覧表＞

※表内の太字・斜体は必須科目を表しています。試験内容は変更されることがありますので、必ず試験要項でご確認下さい。

		国総(大卒)・法律	国総(大卒)・経済	国家一般職	国税専門官	財務専門官	労働基準監督官	裁判所一般職・大卒	地上・全国型	地上・関東型	地上・中部北陸型	堺市役所	滋賀県庁	兵庫県庁	神戸市役所	京都府庁・行政	京都府庁・法律	京都府庁・経済	京都府役所	東京特別区一類	市役所B&C日程	
法律系	憲法	7	3	5	6	14	※16	7	4	4	5	4	4	5	5	4	5	※5	4	5	4	
	行政法	12		5			※16		5	5	8	8	5	11	5	5	12		5	5	5	
	民法	12	3	5・5		8	6	※16	13	4	6	7	5	4	8	※10	4	12	※5	4	5・5	4
	商法	3																				
	刑法	3						※16	10	2	2	2		2	2		2	3				2
	労働法	3						7		2	2	2	2	2	2	※5	2	3		2		2
	国際法	3																				
経済系	経済原論	※6	16	5・5	6	※14	※20	10	9	12	8	8	6	11	※15	11	5	18	10	5・5	11	
	経済政策		5						1	2	2			2	※5			3		3	3	
	財政学	※6		5	6	※14			3	4	3	2	3	3	※5	3		4		3	5	
	経済事情		5			※14					3			3	※10			4		3		
	経済史		※3							1				1				4				
	計量経済学		5																			
	統計学					6								2	2			2				
国際経済学		3													5							
行政系	政治学			5	※6	※6			2	2	2	1	2	1	5	2			2	5	2	
	行政学			5					2	2	2	1	2	1	5	2			2	5	2	
	社会政策						※20		3	3	2	3	3	3		3			3		3	
	社会学			5	※6	※6	※20				2			3							5	
	国際関係			5					2	3	2	3	3	3	5	2			2		2	
商業	会計学				8	6									※10							
	経営学		3	5	6	6			2	2		3	3	3	5				2	5		
その他	社会事情				※6																	
	労働事情						5															
	英語			5・5	6	6									※10							
	心理学			5										3								
	教育学			5										3	3	5						
	社会福祉													1								
合計	出題数	49	46	80	70	76	48	40	40	50	50	40	50	40	110	40	40	40	40	55	40	
	解答数	40	40	40	40	40	40	30	40	40	40	40	40	65	25	40	40	40	30	40	40	

- (1) 地方上級の科目別問題数の内訳は受験生からの情報に基づいている部分があるため一部不正確な場合がある。
  - (2) 専門試験の選択解答制には2パターンあり、選択した科目を全問解答しなければならない科目選択制タイプ(国家一般職、裁判所一般職など)と、科目に関わりなく任意に問題を選択できるタイプ(京都市、東京特別区I類など)がある。
  - (3) 願書上の「経済学」や「経済理論」については、ここでは「経済原論」として表記する。
  - (4) 国家総合職法律区分は、経済学・財政学をあわせて6問、国家総合職経済区分の経済史は経済事情と合わせて3問。
  - (5) 国税専門官は政治学・社会学・社会事情を合わせて6問。また、上記のほか、商業英語、情報工学、情報数学がある。
  - (6) 財務専門官は、経済原論・財政学・経済事情で1科目扱い。また、上記のほか、情報工学、情報数学がある。
  - (7) 労働基準監督官は憲法・民法・行政法・刑法から16問、経済原論・社会政策・社会学から20問出題。これら36問から28問選択。
  - (8) 国家一般職の民法は総則・物権と債権・親族・相続から各5問出題、経済原論はミクロ経済学とマクロ経済学から各5問出題、英語は基礎分野と一般分野から各5問出題。
  - (9) 京都府の経済区分は、憲法・民法を合わせて5問で内訳は不明。
  - (10) 神戸市の※印がある科目は注意！
    - ・複数科目をあわせて1分野とするものがある。下記カッコ内参照。
    - (政治学・行政学・労働法で5問)(財政学・経済事情で5問)(経済政策・経済事情で5問)(数学・物理で5問)
    - ・1科目で複数の分野に分かれている科目もある。下記カッコ内参照。しかし、範囲で分かれているわけではない。
    - (民法①と②で各5問、経済原論①と②と③で各5問、会計学①と②で各5問、マーケティング論①と②で各5問、英語①と②で各5問)
- 神戸市は上記表以外にも、マーケティング論①と②、国際経営論、数学・物理の科目がある。

## 9 参考資料

※採用倍率は（最終合格者数÷採用予定数）で計算。

### 【2022年度 試験結果】

試験区分	学歴区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争率	採用予定数	採用倍率
政治・国際	大卒程度	1,300	945	380	196	4.8	70	2.8
法律	大卒程度	7,954	6,511	796	380	17.1	135	2.8
経済	大卒程度	1,342	1,048	310	154	6.8	55	2.8
行政	院卒者	344	259	225	154	1.7	50	2.8
教養区分	大卒程度	2,952	1,884	416	255	7.4	-	11.6

### 【過去の試験結果】

試験区分	年度	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争率	採用予定数	採用倍率
政治・国際	2021	1,066	806	298	154	5.2	55	2.8
	2020	1,101	413	211	125	3.3	40	3.1
法律	2021	7,601	6,383	829	406	15.7	145	2.8
	2020	8,882	3,466	885	401	8.6	155	2.6
経済	2021	1,256	1,003	345	168	6.0	60	2.8
	2020	1,641	631	332	141	4.5	60	2.4
院卒行政	2021	338	266	236	140	1.9	50	2.8
	2020	428	221	202	127	1.7	60	2.1
教養区分	2021	3,084	1,973	329	214	9.2	-	14.4
	2020	3,127	-	300	163	-	-	19.1

### 【2022年度 国家総合職（大卒程度試験）1次合格推定ライン】

基礎能力試験	16	18	20	22	24	26	28
専門（法律区分）	30	28	27	25	23	22	20

- ・基礎能力と専門試験でそれぞれ何点取れば1次合格できたかを示している。
- ・表は素点のもの。基礎能力試験、専門試験ともに1問1点で40点満点。
- ・基準点が12点であり、これを割り込むと足切りとなる。

### 【2021年度 国家総合職（大卒程度試験 教養区分）1次合格推定ライン】

合格ボーダーライン（Ⅰ部＋Ⅱ部、目安）	33～34点
---------------------	--------

■省庁別採用人数（大卒区分のみの数字）

府省等	令和2年			令和3年			令和4年		
	政治 国際	法律	経済	政治 国際	法律	経済	政治 国際	法律	経済
会計検査院		2	2		2	2		3	1
人事院		3			4	1	1	2	
内閣府	2	3	6	4	6	2	1	5	3
公正取引委員会		2	3	2	4			2	
警察庁	2	4	2	2	5	2		6	
金融庁		1	4		2	6	2	1	3
総務省	2	16	4	4	13	5	5	13	8
法務省		13			12	1		12	
公安調査庁		2		1	3		1	2	
外務省	8	1	2	12	3	1	14	3	1
財務省									
財務省財務局	2	12	5	5	11	8	6	9	8
財務省税関									
国税庁	1	4	2		6	1		5	1
文部科学省	2	6	3	4	8	2		5	2
厚生労働省		17	9	1	17	5	6	7	4
農林水産省	2	8	6	4	6	4	2	5	2
経済産業省	6	7	5	5	3	7	10	4	5
国土交通省	1	18	4	2	26	1	5	12	8
環境省	1	4	1	1		3	2		
防衛省	4	6		2	6	1	2	5	1

※上記のほかにも、年によって（独）造幣局、（独）国立印刷局、衆議院法制局、参議院法制局など採用がある

## ■主な府省の業務内容

※並び順は人事院ホームページの採用情報順。

※宮内庁や消防庁など、総合職事務系の採用がないものは省略。

※官庁名に〈 〉が付されているのは原則として本省や本庁。付されていないものは外局である。

### 〈会計検査院〉～国家の財政監査機関～

行政機関でありながら、**内閣から独立し、国会にも裁判所にも属さないという特徴**を持つ。目的は、**国や各機関の会計を監査し監督**することで、**検査の結果に基づいて国の決算を確認**することである。「各機関」の範囲は広く、政府関係機関だけでなく、日本銀行やなどの国の予算が拠出されている機関、あるいは国立大学法人なども対象となる。財政が逼迫する昨今、行政コストの削減と、予算の適切な使用は国家の重要課題となっており、会計検査院の役割は今後さらに重要となってくる。

会計検査院で調査を行う職員を調査官というが、納税者である国民の期待に応えるべく、書面検査だけでなく実地検査にも出向く。その関係で、転勤はないものの、**非常に出張が多い**とされる。

### 〈人事院〉～行政の人的基盤を支える～

いわゆる「行政委員会」の一つで、国家公務員の人事管理の公正や中立、統一を確保することを目的とする。権限の行使にあたっては、国家公務員の使用者である政府から強い独立性を求められており、労働基本権が制約されている日本の国家公務員を支える役割を持っている。

「国家公務員採用 NAVI」が人事院ホームページ内にあることから分かるように、**国家総合職、一般職など、①各種国家公務員の採用試験の実施や制度設計**をすることは、人事院の主要業務の一つである。他にも、**②研修プランの立案や実施などの人材育成、③給与や休暇などの勤務条件の改善、④懲戒処分を受けた職員からの不服申立て審査**なども行う。約 64 万人いる国家公務員のライフステージ全般を支援することで、国民へのサービス向上に間接的に貢献している。

### 〈内閣府〉～日本を支え、未来を見つめる～

内閣や内閣総理大臣の主導による国政の運営を実現するために、設置された内閣の機関である。組織上、他の象徴よりも一段高い地位に置かれており、**国の経済や社会のあり方について、将来のビジョンを形成**する。

行政内外から結集したスタッフを擁し、国の骨格となる基本的な政策立案のほか、少子化対策、男女共同参画社会推進など、時代時代に応じた喫緊の課題の解決などにも携わる、「コンサルティング省庁」という位置づけを持つ。そのため、少子化担当大臣のように、特命担当大臣を設置することもできる。長年、「縦割り行政」が批判されてきた日本の行政組織において、横断的、かつ総合的な企画立案を担う。白書の数だけでも 10 種類以上にのぼることから、その多様性をうかがい知ることができる。

具体的な業務内容は、**経済財政諮問会議の運営、経済財政全般に関わる企画立案や総合調整、規制改革、民間開放の推進、構造改革特区・地域再生**など、国家運営の基本に関わる**①経済財政政策の推進、男女共同参画社会、青少年の健全育成や高齢社会対策、消費者政策**など、**②未来社会のグランドデザインのほかに、③国民の安全に関わる防災、原子力、交通安全や、④内閣総理大臣が担当する義務の遂行**も含まれる。

「重要課題に対する基本方針の策定」が使命であり、時代の最先端を行く業務が中心となるが、あまりにも範囲が広いので、興味を持ったならば、まずはホームページを実際に見ることをおすすめする。想像以上の業務の多様さに驚くだろう。

### 公正取引委員会～公正で自由な市場競争のために～

内閣府の外局として位置づけられる行政委員会の一つ。企業によるカルテルや談合、新規参入妨害、誇大広告などを規制し、企業間の公正で自由な競争を確保することで、消費者の保護に貢献することを任務とする。平成 17 年に独占禁止法が改正されたことで、権限が大幅に強化されて現在に至る。

**独占禁止法の運用が主たる業務**であるが、他にも**下請取引の適正化を図る下請法や、不当表示の排除を目指す景品表示法の運用も行う**。また、競争政策について、法改正やガイドラインの策定、実態調査などを幅広く行うだけではない。独占禁止法違反行為については、裁判に類似した手続きを通じて排除措置や課徴金の納付命令を行う、司法権限に似た力を持つ強力な機関でもある。社会的影響力は非常に大きい。

### 警察庁～国の根幹たる治安の要～

全国で約 30 万人いる警察官を束ねる中枢官庁。組織上は、内閣総理大臣の所轄下にある国家公安委員会に設置される機関という位置づけ。**警察制度の企画立案のほか、警察運営や警察活動など、国の公安に関する事案についての事務や警察行政全般の調整も行う**。

身近に起きる事件・事故から、国際的なテロ・組織犯罪まで多様な治安事象に対峙する一方、災害など不測の事態に対しても真っ先に対応する、「危機管理官庁」である。同時に、**警視庁をはじめとする全国都道府県警察の指揮監督や、国民と接し、声を集める「情報官庁」としての役割も併せ持つ**。

近年では、犯罪やテロの国際化、複雑化に伴い、在外公館や国際機関にも活動範囲が及ぶことがある。また、職員の活躍の場も多岐にわたり、大規模犯罪の指揮のほか、内閣の中枢において国政の舵取りを担うこともある。内閣総理大臣には「事務担当首相秘書官」と呼ばれる 5 人の秘書官がいるが、このうち 1 人は基本的に警察庁キャリアから選ばれるほど、内閣との距離は近い。

### 金融庁～将来の望ましい金融システムを目指して～

内閣府の外局で、金融制度に関する企画立案や、銀行をはじめとする民間金融機関などに対する検査・監督、証券取引等の監視等を通じ、我が国の金融機能の安定性の確保、預金者、保険契約者、有価証券の投資者の保護、および金融の円滑を図ることを任務としており、国民経済の健全な発展にとって極めて重要な責務を担っている。

具体的業務は、**金融機関の競争促進や次世代を担う新規産業に対する資金供給の円滑化**といった、**安定的で活力のある金融システムの構築、多様な金融商品や国際的金融取引の増大に耐えうる金融インフラの整備、金融機関・証券取引所に対する検査・監督や金融機関のディスクロージャーの推進**といった**消費者保護のためのルール整備や運用、外国当局との連携強化と国際ルールの策定**など。

金融システムは経済の動脈であり、経済の再生と活性化のためには、強固な金融システムを構築することが不可欠である。また、経済発展を支える投資資金が円滑に供給されるよう、証券市場の構造改革を進めることも重要である。「貯蓄から投資へ」の流れが進みつつある現在の日本において、日本経済の要を担う官庁といえる。



### ＜総務省＞～内政の統括官庁～

総務省の英訳は、Ministry of International Affairs and Communications。直訳すると、「内務・通信省」という意味となり、その名のとおり内政全般を司る官庁である。平成13年の省庁再編以前は、郵政省、総務庁、自治省と3つに分かれており、これを統合した結果極めて大規模な官庁となった。

内政の面では、①行政の効率化や公務員制度改革などの行政改革の推進、②地方分権や市町村合併の推進などの分権改革の推進、③危機管理体制の構築や安全・安心な地域づくりなどの国民の安全・安心の確保が挙げられる。一方、通信の面でも重要な役割を担っており、④電子政府・電子自治体の推進や、⑤誰でもネットワークにアクセスできるユビキタスネットワーク社会の推進などが挙げられる。

激変する社会情勢に対応し、限りない可能性に挑戦できる魅力を持つ省であるが、同時に地方自治体との関係も非常に密接である。実際、総合職採用者の約半数はまず地方自治体に配属されており、日本の将来像を、ミクロな視点からもマクロな視点からも見つめて政策立案をすることができる役所といえる。

### ＜法務省＞～国民の安心・安全・利便を目指して～

法治国家の基盤となる、法秩序の維持を担う省庁である。21世紀以降でも、民法の大改正、会社法の創設など、国の根幹に関わる法制度の大改編を行っており、他にも外国人労働者の問題や、犯罪被害者保護の問題なども抱えている。

具体的な業務としては、①民事・刑事法制の企画立案、刑事事件の捜査・公訴の提起などの檢察業務、犯罪者の収容や社会復帰を図る矯正業務、更生保護業務など、民主主義と法治主義の基盤となる法秩序の維持・整備・確保のほか、②登記・戸籍、人権擁護などの、民事関係業務や国民の権利擁護が代表的。他にも、③国が関係する争訟の処理や④出入国管理業務も行っている。

### 公安調査庁～国家の情報機関～

公安調査庁の英訳は、Public Security Intelligence Agency。米国で知られるCIA（Central Intelligence Agency：中央情報局）と同じ略称を含んでいることから分かるように、国内外の公安動向を調査・分析することを職責とする法務省の外局である。調査・分析の結果は、政府や関係機関に情報提供を行い、これにより政策実現や危機管理に貢献している。

破壊活動防止法に基づく、暴力主義的破壊活動を行う危険のある団体の調査を行い、必要に応じて公安審査委員会に活動の制限や解散の指定の処分を行うことは、重要な職務の一つ。他にも、無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律に基づいて、危険な要素を保持している団体について、公安審査委員会に対して観察処分や再発防止処分の請求を行ったり、団体施設への立ち入り検査を行ったりしている。

職員は原則として採用後に公安調査官となり、警察などと同様の公安職となる。職務の特殊性から、パンフレットの職員紹介は匿名の記載となっている。

### ＜外務省＞～世界を股にかけて～

「外交」の目的は、国際社会の中で日本の安全と繁栄を確保し、国民の生命や財産を守ることである。外務省は、日本国民の安全・安心の確保に資する外交を展開し、日本の成長・発展に貢献する外交を推進する為に、各種外交政策の立案や外国政府との交渉や協力、国際機関への参加・協力などを行う。他にも、条約締結に至るまでの交渉や、国際情勢に関する情報収集・分析、海外における日本国民の安全や利益保護などを行っている。

海外との交流において、外務省は様々な側面で関わってくる。安全保障や大量破壊兵器の制限などを通じた国際社会の平和や安定といった、政治・軍事的な側面もあれば、経済面では多角的貿易体制の推進、経済連携協定の推進など、国内外の経済の安定的な成長に向けた取り組みも行う。他には、国際交渉や対外情報の収集・分析や途上国への開発援助、人道支援や国際犯罪対策なども行う。また、海外で活動する日本企業への支援や海外在住の国民の生命・身体・財産の保護も行うほか、近年は文化交流や日本の魅力の発信も主要な業務の一つである。

外交官になる道は「外務専門職」もあるが、こちらは地域のスペシャリストになる傾向が強い。一方、総合職から進む外務省職員の場合は、各方面で外交の最前線として交渉に当たる幹部候補となる。入省3年目から数年の在外研修を受けた後、本省勤務と在外勤務を繰り返すのが一般的である。

### ＜財務省本省＞～国家財政の管理運営役～

財務省の基本的な役割は、予算の作成や調整、そして財務のストック・フローを総合的に管理運営するという、「国家の金庫番」としてのものである。しかし、その管理にあたっては、国家の将来や国民のあり方に対する深い考察を抜きにしてなすことはありえず、その意味では国家の命運を左右する重大な役割を担っている省庁といえる。右肩上がりの急成長が期待できないこれからの日本社会において、国民の安全・安心への貢献と、国家全体の発展を、財政健全化という基本姿勢を踏まえながら実現することが、財務省の本当の役割といえることができる。日本の国際的な影響力を考えると、これは世界経済の行く末も左右するといっても過言ではないだろう。

具体的な業務としては、①予算の編成、②少子高齢化、国際化などに関する税制の企画立案、③公共的分野や事業に対する財政投融资の貸付、④国の財産・借金・国庫の管理、⑤国内産業の保護と育成を目的とする貿易と関税、⑥国際通貨システムの安定や国際貿易の安定への貢献などがある。

各省庁の予算の監査を行う主計局をはじめとして、霞ヶ関全体への影響力は非常に大きく、国民の関心もきわめて高い。責任が重く、批判も受けやすい官庁だが、それだけやりがいも絶大なものがある。

### 財務省財務局～財政・金融を地方から支える～

財務省本省が、政策の企画・立案をするためには、各地方の状況を詳細に把握できていなければならない。しかし、本省の人員だけでは限界があり、地域の実情を詳細に把握し、かつ中央と太いパイプを持つ人材がいなければ、適切な企画・立案は不可能である。財務省財務局は、そのような、地域の特性を踏まえた財政・金融政策の実現や、収集した情報を中央へ還元する役割を持つ官庁である。

地域の多様化や複雑化が進む現在、中央政府だけで政策を進めることには限界が生じている。そこで、財務省の総合出先機関として、そして金融庁からの事務委任を受けた、①健全な財政の確保、②国の財産の適正管理、③金融機能の安定の確保、④金融サービス利用者の保護や金融の円滑化、⑤財務省や金融庁政策の円滑な浸透と政策への反映を行う。

キャリアパスとしては、まず財務省本省か金融庁に配属される場合が多い。その後、金融庁や全国の地方財務局などを行き来しながら成長を重ねる。財務局勤務の比重が高まるのは、課長クラス以降とされる。

### 財務省税関～水際で安全な社会を守る～

経済や社会活動のグローバル化が進む中では、合法なものだけでなく、違法なものが日本に流入するリスクも高まる。そのような状況下で、日本の安全や安心を、港や空港などから守る役割を担っているのが財務省税関である。①適正な関税等の徴収は主要業務の一つだが、他にも、②貿易の円滑化や、③覚せい剤や麻薬、偽ブランド品の密輸など、違法な物品の取り締まりも行っている。

貿易に密接に関わる業種であるだけに、総合職職員の場合は、世界税関機構(WCO)など、海外で活躍するケースも多い。採用後はまず関税局に配属され、その後本省や地方税関で関税・税関行政の企画・立案に従事するのが一般的である。

### 国税庁～国家財政の根幹を支える～

国税庁の職員は約5万6千人。その多くは国税専門官、もしくは税務職員として採用された一般職職員であるが、彼らを束ねるのが国税庁の総合職職員である。

経済や社会と密接に関係する税務行政は、この10年間を考えると大きく変化している。経済のグローバル化、インターネットの普及など、変化の速度も程度も著しい。そのような状況下で、答えの用意されていない様々な課題に対して立ち向かい、解決を目指すのが国税庁職員の役割である。

税務行政の企画・中核を担い、①内国税の適正かつ公平な賦課や徴収を実現し、②税理士業務の適正な運営の確保を図ることが中心の業務。他にも、③酒類業の健全な発達も役割の一つとなる。税務行政の最前線に立つ仕事であるだけに、国民との距離も近く、それを活かした政策への反映が職員には期待されている。

### ＜文部科学省＞～教育・科学・文化の面から未来を切り開く～

文部科学省といえば、真っ先に連想されるのが教育行政であるが、実際には科学技術、スポーツ、文化など、国民の生活を豊かにするために欠かせない様々な分野を統括している。正式名称も、Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology と非常に長い（略称は、CSS の3つをXでまとめて、MEXT と呼ばれる）。資源に乏しい日本にとっては、人材こそが最大の資源であり、この質を向上させ、国際社会に送り出すことが、文部科学省に課せられた使命といえる。

具体的業務はこの正式名称が示すとおりであり、①学校教育や生涯教育を通じた、豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、②文化の発信・交流、著作権制度の整備などを通じた、学術・スポーツなどの文化の振興、③科学技術関連の企画立案、研究開発計画の策定など、科学技術の総合的な振興のほか、④宗教法人制度の適正な運用など、宗教に対する行政事務などが代表例である。

未来を担う「人」を育て、国家や社会、世界に貢献する「知恵」を生み出す国家政策を次々と打ち出していく文部科学省は、極めて未来志向的な考え方が求められる官庁といえよう。

### ＜厚生労働省＞～国家百年の計を通じた国民生活の下支え～

文部科学省が「人間生活を豊かにする」ことを目的とするならば、厚生労働省の目的は「人生の下支え」ということができるだろう。2001年の省庁再編時に厚生省と労働省が合併して誕生した。人生100年ともいわれる現在の日本において、今生まれた人たちの生涯の終わりまでを見つめ、支える厚生労働省の業務は、「国家百年の計」を最も如実に体現している官庁ともいえる。主たる業務としては、①保健医療、②労働環境の整備や雇用対策、③年金・福祉、④医薬・薬・食の安全に関わる企画・運営・実施などがある。

90年前の日本において、現在の日本のあり方を完全に想像できた人はいないだろう。しかし、厚生労働省の職員は、それを少しでも想像し、政策の立案に反映させていくことが責務である。また、厚生労働省の予算は年間で約27兆円にも達する。その膨大な予算を、適正に振り分け、医療・福祉・年金などの行政に反映させるには、自然科学の知識の基盤が欠かせない。一方で、雇用環境の整備や労働政策の面では、深い社会科学の知識や考察力が求められる。この意味で、厚生労働省の職員は、究極のゼネラリストたる必要があるといえるだろう。

### ＜経済産業省＞～競争力強化と地域活性化のために～

日本の戦後史において、戦後の荒廃から世界有数の経済大国への成長を支えた経済産業省の役割は大きい。そして、グローバル化が進み、新興国が台頭する中、経済産業省に求められる役割は変化しながらもさらに重いものとなっている。

そのような中、日本経済の安定的な成長を確保して、国際競争力強化や国内地域経済の自律的発展を促すための、経済成長戦略の企画・立案が主たる業務の一つである。他にも、経済のグローバル化が進展する中で、海外との経済協力を通じた貿易や投資環境の整備、他には情報化の推進や、製造技術産業の活性化政策も担う。また、資源エネルギー庁を管轄におさめていることもあり、東日本大震災以降の我が国の主要なテーマである、資源・エネルギー政策の推進として、新エネルギーの導入や原子力関連政策についても、担当業務の一つとなっている。

他の官庁に比べて自由な気風が強いといわれ、官にとどまらないパイプの強さが特徴である。財界・政界に強い人脈を持ち、さながら総合商社の雰囲気醸成している。

### ＜農林水産省＞～第一次産業から国家を変える～

水、空気、食べ物、景観。いずれも私達の生活には欠かせない。この基礎を形作っているのは農村漁村であり、その分野を統括するのが農林水産省である。農山漁村は、食物の生産の場だけではなく、国民の憩いの場ともなる。そして、森や水田は、自然環境を形成し、国土の保全にも役立っている。

一方で、農林水産省を取り巻く情勢は厳しい。国内では食料自給率の低下傾向が継続している。そして、農業の担い手である第一次産業従事者は、高齢化の一途をたどっている。そして、海外の情勢を見ると、気候の急変や世界人口の急増に伴う、食料需要の増大を原因とする食料の安定供給（食糧安全保障）の問題が存在する。現在はこれに加えて TPP 参入をめぐる、農業のあり方に関する議論が噴出している。

農林水産省の業務は、このような困難な課題に対し、「食料安全保障」や「食の安全」の観点から、国内の農業や輸入農作物の管理を行う。さらに、環境問題が深刻化している現在、森林やバイオマスをエネルギーとする政策に注目が集まっているが、このような「環境政策」も農林水産省の役割だ。さらに現在では、農業のブランド化の支援や、産業として成立する農業への構造転換などを進める「農業構造改革」、地域の農林水産業を、食品工業やサービス業にまで発展させることで、地域活性化に貢献する「農村地域の活性化」なども役割である。

農林水産業に対して地味なイメージのある日本であるが、元々農業国として発達してきた日本において、農林水産省職員としての活躍の幅はきわめて広い。保護と改革という、国政に求められる2つの要素を強く併せ持つ総合政策官庁である。

### ＜国土交通省＞～国家の大動脈形成から観光行政まで～

社会・交通基盤を最大限に活かして、国家全体の活性化と、安全・安心への貢献を目指すことが、国土交通省の役割である。平成12年までは運輸省、建設省、北海道開発庁、国土庁の4つに分かれていた省庁が統合されて現在に至る経緯を持ち、文字通り国内外を縦横無尽に駆け巡る政策立案を進めている。

主たる業務としては、港湾、空港の整備を通じた交通ネットワーク基盤の整備や、地域のまちづくり振興が挙げられるが、成熟社会といわれる昨今では、新しい住環境や社会資本の整備という役割も担う。他にも、土地・住宅政策や環境分野に関する政策も行う。また、昨今は、海洋権益の保護や海賊対策などが問題となっているが、これらに対応する危機管理政策も国土交通省の役割である。海上保安庁を管轄下におさめ、海上自衛隊とともに海の安全を守る。一方、自然災害対策の面では気象庁を管轄下に置く関係で、地震、天災などへの対策、対応の責任を担い、災害に強い国土の実現を目指している。

このように、ハード面の対策が多いと思われがちな国土交通省であるが、観光庁に代表される観光行政もまた、国土交通省の主たる役割である。外国人観光客を増加させ、観光を日本の新しい経済資源とすることが試みられている昨今、国土交通省に課せられた責任はより大きなものとなっている。

### ＜環境省＞～「環境の世紀」実現のために～

経済発展の一方数多くの環境破壊をもたらした 20 世紀と比較して、21 世紀はよく「環境の世紀」と評される。この「環境の世紀」を日本において主導するのが、21 世紀の始まりである 2001 年に誕生した環境省である。従来の環境庁から昇格・再編されて形成された。

**大量生産・大量消費・大量廃棄型の従来の社会のあり方を見直し、持続可能な発展を実現するため、環境に関する様々な取り組みを実現する。**例えば、国内であれば、**公害規制や汚染物質対策のほか、自然公園の保全や野生生物の保護管理、循環型社会の構築などが代表例**である。また、環境行政を実行するにあたっては、**国外の状況も踏まえなければならない。温暖化対策や生物多様性の確保など、様々な国際条約への積極的な参加を通じた、環境に配慮した国内および国際社会の枠組みの形成も、環境省の重要業務の一つである。**また、公害被害を受けた人たちに対しては、適切な救済を行うことも、役割としている。東日本大震災以降は原子力を規制の面から管理する必要性が求められ、これに伴い設置された原子力規制庁は環境省の管轄である。

職員の数是他省庁と比べて著しく少ないが、環境行政の面から国内外で一人ひとりの職員が横断的な役割を果たすことが、環境省の職員には求められる。軽いフットワークと強い積極性を活かして環境問題を真剣に考えられる職員が求められているといえよう。

### ＜防衛省＞～緊迫する国際情勢から日本を守る～

2007 年に防衛庁から昇格する形で発足した防衛省は、27 万人近くの職員を抱える日本最大の公務員組織でもある。その中核で活躍するのが防衛省キャリアとなる。

**我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、適切な防衛力の整備及び運用並びに日米安保体制の信頼性の向上などを図るとともに、国際平和協力業務等を通じてのより安定した安全保障環境の構築への貢献、大規模災害等各種事態への対応を推進している。**

40 年以上に及ぶ東西対峙構造を生み出した「冷戦」が終結して以降も、世界は、複雑で多様な地域紛争、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、テロリズムといった様々な危険にさらされている。そのような中、自衛隊も「存在する自衛隊」から「機能する自衛隊」に変遷してきた。PKO の参加、日米同盟の再定義、BMD の開発・配備、統合運用、インド洋での補給活動、イラク復興への貢献、北朝鮮の核・ミサイル問題への対応など、防衛省は冷戦後の新たな脅威に対応するための政策を着実に打ち出してきた。

めまぐるしく変転する国際環境の中で、米国や中国とどのように付き合っていくのかなど、日本の安全を守るために防衛省が直面する課題は尽きない。

～メモ～



# 公務員



公務員試験受験生のみなさん。

## 関西公務員 受験生応援ブログ って知ってますか？

「関西公務員受験生応援ブログ」は、毎日更新されていて、最新の公務員試験対策のための情報が手に入る情報発信ブログです。LECの公務員講座受講生の方に限らず、全受験生必見の情報が満載です。ぜひ、このブログをチェックして、公務員受験に有利な情報を手に入れましょう!!

### ブログ掲載内容 ★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

- <全受験生対象> ○K太郎による公務員試験分析(平日毎日) ○LEC公務員講座担当講師による受験生向けメッセージ
- <LEC受講生対象> ○模擬面接の日程 ○担任進路相談の日程 ○担任によるホームルームの日程
- 合格者アドバイザーイベントの日程 ○各種講座情報

<http://lecumedaekimae.blog37.fc2.com/>  
携帯電話からは右のQRコードでアクセスしてください! ▶▶▶



Twitter LEC関西公務員ブログ

[https://twitter.com/LEC\\_kansai](https://twitter.com/LEC_kansai)

こちらも  
要チェック!



Facebook LEC関西公務員応援ブログ

<http://www.facebook.com/lec.koumuin.kansai>

れっく LEC 東京リーガルマインド

梅田駅前本校 京都駅前本校 神戸本校 難波駅前本校  
☎ 06-6374-5001 ☎ 075-353-9531 ☎ 078-325-0511 ☎ 06-6646-6911

[LEC関西公務員受験生応援ブログ] <http://lecumedaekimae.blog37.fc2.com/>

毎日更新!  
公務員ブログ

携帯・スマホからの  
アクセスはこちらから!



直接アクセスはコチラ↓↓  
<http://lecumedaekimae.blog37.fc2.com/>

この広告物の内容は発行日現在のものであり、事前の予告なしに変更する場合がありますので予めご了承下さい。  
著作権者 株式会社東京リーガルマインド (C) 2017 TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan 無断複製・無断転載等を禁じます。